

## 美浦村生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器（以下「生ごみ処理容器等」という。）を設置並びに修繕した者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみを発酵分解して、容量を減少化及び堆肥化させる容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機器 電気式及び機械式処理機で、生ごみを発酵分解し、又は乾燥して容量を減少化及び堆肥化させることを目的とした機器をいう。ただし、ディスポーザ（生ごみ破砕機をいう。）を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 生ごみ処理容器等から出る物質を自家処理することができる者
- (3) 村税等の滞納がない者

### (生ごみ処理容器等設置の基準)

第4条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等の設置は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 生ごみ処理容器等として、その実効性が確立され、かつ市販されているもの
- (2) 臭気等の発散を防止する装備を備えてあるもの

2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等の個数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 1世帯当たり2基まで
- (2) 生ごみ処理機器 1世帯当たり1基まで。ただし、生ごみ処理機器が既に設置されている場合は、購入から1年以上が経過し、修理不可能と認められた場合

### (生ごみ処理容器等修繕の基準)

第5条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等の修繕は、前条1項各号の基準に合致した機種種の修繕とし、かつ、その修繕の必要性が明らかであるものとする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (設置及び修繕に対する補助金の額等)

第6条 生ごみ処理容器の設置に対する補助金の額及び修繕に対する補助金の額は、別表のとおりとする。（当該金額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額。）

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、及び生ごみ処理容器等設置及び修繕事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、事業終了後、速やかに村長に提出しなければならない。

- (1) 設置及び修繕に要した費用の領収書
- (2) 設置の場合、購入した商品が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認めたもの

（交付決定の通知）

第8条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（設置者及び修繕者の義務）

第9条 この要綱により補助金の交付を受け、生ごみ処理容器等を設置及び修繕した者は、生ごみ処理容器等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

（補助金の交付）

第10条 村長は、第8条に規定する通知の後、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 村長は、申請者が偽り、又はその他不正の行為により、補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

	項 目	生ごみ処理容器 (コンポスト、ぼかし)	生ごみ処理機器 (電気、機械式)
購入	補助基数	1世帯2基まで	1世帯1基まで
	補 助 金	1容器あたり購入金額（消費税除く）の4分の3	購入金額（消費税除く）の2分の1
	補助金の上限額	1万円（1容器につき）	2万円
修繕	補助基数	1世帯2基まで	1世帯1基まで
	補 助 金	修繕価格（消費税除く）の4分の3	修繕価格（消費税除く）の4分の3
	補助金の上限額	1万円（1容器につき）	1万円



年 月 日

美浦村長 殿

住 所 美浦村  
氏 名

生ごみ処理容器等設置及び修繕事業実績報告書

年 月 日付申請した生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付申請書兼請求書の実施については、下記のとおりなので美浦村生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付要綱第7条の規定によりその実績を報告する。

記

- |        |           |                 |
|--------|-----------|-----------------|
| 1 事業内容 | 設置事業・修繕事業 | （該当する事業を○で囲むこと） |
| 2 機種名  |           |                 |
| 3 基数   | 基         |                 |

様式第3号（第8条関係）

美 第 号  
年 月 日

住 所 美浦村  
氏 名

美浦村長

印

生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金については、審査の結果、美浦村生ごみ処理容器等設置及び修繕事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり交付を決定しましたので、お知らせいたします。

記

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 事業内容     | 設置事業・修繕事業 |
| 2 機種名      |           |
| 3 基数       | 基         |
| 4 補助金交付決定額 | 円         |